

白井市役所から確定申告のご案内

～申告に必要なもの～

- マイナンバーカード（通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写しの場合は、身分証明書も必要）
- 筆記用具・計算機
- 申告者名義の預金口座番号等（還付を受ける人）
- 収入金額の分かるもの（源泉徴収票など）
- 控除を受ける場合に必要なもの
 - ▽生命保険料や地震保険料の控除証明書（原本）
 - ▽国民年金保険料控除証明書（原本）
証明書以外の保険料を納付済の場合は領収証書の写し
 - ▽国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払証明書など納付金額の分かるもの
 - ▽障害者手帳などの写し（障害者控除を受ける人）
 - ▽配偶者の所得の分かるもの など

【住宅借入金等特別控除を受ける人（2年目以降）】

- 税務署から送付されてきた計算書
※完成済のもの
- 金融機関等から送付されてきた、住宅取得資金に係る「借入金の年末残高証明書」

【医療費控除・セルフメディケーション税制を受ける人】

- 医療費の明細書（※必ず事前に集計し、作成してきてください。）

【寄附金控除を受ける人】

- 寄附金受領証明書（※ワンストップの特例の申請をしている場合でも、確定申告をする場合には、改めて寄附金控除の記載が必要です。）

※事業所得（営業等）・農業所得・不動産所得などの収支内訳書が必要な申告は行いません。

【税理士による無料相談会】

日	時	場 所
2月7日（月）	10：00～12：00 13：00～16：00	市役所本庁舎2階 災害対策室2・3

この無料相談会では、パソコンで申告書を作成する際に税理士が補助者として助言などをし、作成後は提出ができます。

※会場の混雑緩和のため、「入場整理券」を配布します。

入場整理券の配布場所は、白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3入口にて配布します。

配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。

※昼休みは、税理士が交代で少ない人数で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

※申告書の配布のみは行っていません。

※申告書などの提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送してください。

【市職員による相談会】

昨年までの方法と変更点が、3つあります。

- (1) 1日当たり50人までの、予約システムによる事前の完全予約制
- (2) 相談内容は、給与と年金、扶養、社会保険料控除、医療費控除などの諸控除、2年目以降の住宅借入金等特別控除
- (3) 提出は、市の受付ではなく、会場に設置した提出用ポストに投函

2月16日(水)～3月15日(火)の平日

提出は、14日（月）まで。

※期限内、ご注意ください。

※土日、祝日を除きます。

9：00～12：00 13：00～16：00

(提出のみの場合は、9：00～16：00まで)

市役所東庁舎1階

会議室101

回覧

市職員による相談会は、市職員が申告内容に応じて電子申告用のパソコンを入力し、申告書の作成・收受を行います。時間に余裕をもってお越しください。作成済の確定申告書も会場で提出できます。
※相談時間の関係上、1日の相談者数を原則50人で締め切りとさせていただきます。

【市職員による相談会の予約について】

汎用予約システム（インターネット）を使用して、事前の完全予約制とします。電話予約は行いません。

市職員による相談会の予約は、2月1日（火）9：00から開始します。

市ホームページの、「市職員による相談会の予約について」から予約専用ページを開き、画面の案内に従って相談日を入力して下さい。相談日当日の予約は出来ません。やむを得ずキャンセルする場合は、予約サイトでの取消が必要です。予約日の3日前まではサイトでのキャンセルが可能ですが、それ以降のキャンセルは電話連絡をお願いいたします。 ※当日の先着順での入場整理券の配布は行いません。

【作成済の確定申告書の提出（回送）】

提出用ポストを設置し、投函された申告書等をそのまま成田税務署に回送させていただく方法といたします。

市職員による、記載漏れ・添付資料等のチェックはいたしません。

控えは、返送されてきませんので必ずご自身で写しを保管しておいて下さい。

また、税務署の受付印が押印された本人控が必要な方は、切手貼付の返信用封筒を同封の上、提出用ポストに投函をお願いいたします。

年金所得者の確定申告不要制度

平成23年分から、年金所得者のうち、公的年金の収入額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。また、所得税の還付がない人でも、市民税・県民税において、生命保険料などの控除を受ける場合には、『市民税・県民税の申告』が必要になります。

確定申告は電子申告（e-Tax）で

- (1) 「国税庁ホームページ」へアクセス
所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
- (2) 申告書の作成
画面の案内に従って、金額などを入力するだけで申告書などが作成できます。自動計算なので、計算誤りがありません。作成した申告書等は、印刷して提出することが出来ます。
- (3) e-Taxで送信して提出
e-Taxで提出する場合は、ID・パスワードが必要となります。ID・パスワードの新規取得は、事前に、成田税務署にお問合せください。

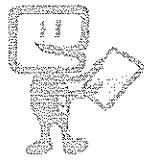
問：成田税務署 Tel：0476-28-5151

市役所の申告会場で相談できないもの

市職員による相談会では、《**所得税の青色申告・分離課税に係る所得（土地や株などの売買に伴う譲渡所得・配当所得）・消費税・贈与税・相続税**》の申告は、従前どおり申告相談は行わず、提出のみとなります。また、市役所では下記の内容の相談も出来ませんので、成田税務署（イオンモール成田の会場）までお問合せください。

- (1) 住宅借入金等特別控除（2年目以降であり、税務署から送付されてきた計算書が完成し、また、金融機関などから送付される借入金の年末残高証明書がある場合は除く）
- (2) 事業所得（営業等）・農業所得・不動産所得
- (3) 雑損控除
- (4) 過年度の申告（令和2年度以前の申告）
- (5) 準確定申告（亡くなった人の申告）
- (6) その他、申告書作成の際、事前に整理・集計がされていないため、申告書作成に時間を要するもの。

白井市役所 課税課 市民税係
Tel 047-492-1111
内線 3261～3



成田税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒286-8501 成田市加良部1-15 Tel 0476 (28) 5151 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

STEP 2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りはありません。

STEP 3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

スマートフォンはこちら



税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

「税理士による無料申告相談」は、次の日程で実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	相 談 時 間
1月25日(火)～26日(水)	四街道市役所(5階会議室)	四街道市鹿渡無番地	午前10時から 午後4時まで ※入場整理券の配付 状況に応じて、受付 を早目(午前中)に 締め切る場合があり ます。
1月27日(木)	佐倉市中央公民館	佐倉市鎗木町198-3	
1月28日(金)	佐倉市臼井公民館	佐倉市王子台1-16	
1月31日(月)	富里市役所	富里市七栄652-1	
1月31日(月)	酒々井町中央公民館	酒々井町中央台4-10-1	
2月1日(火)	栄町役場(大会議室)	栄町安食台1-2	
2月2日(水)～4日(金)	イオンタウンユーカリが丘	佐倉市西ユーカリが丘6-12-3	
2月7日(月)	白井市役所本庁舎2階(災害対策室2、3)	白井市復1123番地	
2月7日(月)	八街市総合保健福祉センター	八街市八街ほ35-29	
2月8日(火)～10日(木)	印西市役所(大会議室)	印西市大森2364-2	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除の初年度、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類(詳しくは裏面をご確認ください。)の写し等をご持参ください。

○ 医療費控除を申告される方は『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しください。

○ 会場の混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。

○ 昼休みは税理士が交替で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(火) ～3月15日(火) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール成田 ※左記期間内は成田税務署での申告書の作成・相談は行っておりません。	成田市 ウイング土屋24	【受付】 午前9時から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

(注)ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

- 上記会場の入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間の前でも申告相談を受け付けております。

(1月4日から1月31日までは成田税務署、2月1日以降は上記申告書作成会場にて申告相談を受け付けております。)

【案内図】



電車・バス

JR成田駅または京成成田駅下車
京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から千葉交通バス「イオンモール成田」行き乗車
「モール東・イオン成田店」バス停下車が便利です。
※ 午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を通り、モール2階C入口からご入場ください(他の入口は利用できませんのでご注意ください。)

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しいただき、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

